

最適土地利用対策推進事業 業務委託仕様書

1 業務の目的

農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村は2025年3月末までに農地1筆毎に担い手を位置付ける目標地図を含む地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）を策定したところである。地域の話し合いを踏まえ、地域計画が策定されたが、担い手不足により担い手を位置付けることができず、検討中とせざるを得ない農地が多く見受けられる。

担い手が位置付けられない農地は遊休農地化が進み、また相当時間が経過すると再生に係る経費も増大化することとなるため、早期の段階で担い手を位置付ける必要があるが、担い手不足の地域等においては、それができない状況にある。

少ない担い手で農地を管理する手法として、粗放的利用・管理^{*}が今後ますます重要となってくることから、有効な手法等の実証・研究を行い、担い手不足の地域等に事例を紹介することで、粗放的農業を推進し、遊休農地の発生を防止する。

※慣行栽培に比べて少ない経費と労力で採算性を確保し、農地としての活用を持続させる仕組みを構築すること。

2 業務の内容

下記の愛知県豊橋市細谷町における農地について、粗放的利用のための簡易な整備を行い、粗放的利用の取組を実施する。

(1) 内容及び企画等

ア 期 間

契約締結日（2025年5月中旬予定）から2026年2月27日（金）まで

イ 場 所

愛知県豊橋市細谷町字大附（別添参考）

ウ 面積等

（ア）農地A 面積 136 m²

（イ）農地B 面積 1,885 m²

エ 内 容

農地A・Bのすべての面積において、粗放的利用のための簡易な整備（草刈り、除礫、抜根、耕起・整地）を行うこと。

粗放的利用の取組後は、植物や資材の撤去、廃棄物の処理を行うこと。

オ 企 画

農地A・Bの面積（各100 m²程度）について、粗放的利用の取組を1つ以上行うこと。

(2) 維持管理

内 容

契約期間中は、粗放的利用の取組について、定期的に適切な管理を実施すること。

(3) 撤去

撤去や廃棄物の処理は、受託者が適切に行うこと。

(4) その他

粗放的利用の取組、スケジュール、施工方法等について、県と事前に十分な打合せを行うこと。特に粗放的利用の取組については、県の担当者から別途指定する場合があります。

3 業務委託の対象経費等

業務委託の対象経費は、下表を参考とすること。

経費項目		備考
簡易整備	機械賃料費	簡易整備に必要な機械賃料
	人件費	簡易整備に要する人件費（旅費を含む）
	運搬費	機械等の運搬費
	撤去費	廃棄物処理費等
	燃料費	機械や運搬にかかる燃料費
粗放的利用 の取組	機械賃料費	粗放的利用の取組に必要な機械賃料
	種苗費	粗放的利用の取組に必要な種苗費
	資材費	用土や土壌改良資材、肥料費、農薬費等
	人件費	粗放的利用の取組に要する人件費（旅費を含む）
	運搬費	粗放的利用の取組に必要な機械の運搬費
	燃料費	機械や運搬にかかる燃料費
報告資料作成	事務費	報告資料作成に係る事務費
その他	企画費	粗放的利用の取組等の企画費
	事務費	調整、源泉、保険、事務経費等

4 完了報告書の提出

(1) 提出書類

業務委託完了報告書（A4 判）

(2) 提出部数

電子データ

(3) 提出期限

2026 年 2 月 27 日（金）午後 5 時（必着）

(4) 提出方法

電子データはメール等で提出すること。ただし、メールサイズが 15MB を越える場合は、複数回に分けての送信や大容量メール便等により送付すること。

(5) 提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

愛知県農業水産局農政部農業振興課利用集積グループ

担 当 近藤、森下

電 話 052-954-6404 (ダイヤルイン)

メール nogyo-shinko@pref.aichi.lg.jp

(6) その他

ア 完了報告書は、県と内容を検討の上、作成すること。

イ 実施内容が分かるよう、記録写真を撮影しておくこと。

5 その他

- (1) 業務の実施に当たり、受託者は県と十分な打合せを行うとともに、作業の進捗状況を随時、県へ報告すること。
- (2) 受託者は、業務の遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、県と協議し、県の指示に従わなければならない。確認した事項は、原則として受託者がとりまとめ、県の承認を得てから、両者が一通ずつ保管することとする。
- (3) 受託者は、打合せのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。
- (4) 本業務を円滑に実施するため、主たる担当者を配置すること。主たる担当者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこととし、変更する場合は県に事前に相談の上、報告すること。
- (5) 受託者は成果物について、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (6) 受託者が本業務で制作した成果物の著作権等は県に帰属するものとする。
- (7) 受託者は本業務に係る各種検査が行われる場合は協力すること。また、県は随時、業務の実施に立ち会うことができるものとする。
- (8) 作業者の事故防止に努めるとともに、過度の負担がかからないよう、健康面に配慮して実施すること。また、通行者等の第三者についても危害を及ぼさないように万全の措置を講じ、第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において措置をすること。
- (9) 業務の実施中、事故やクレームが発生した場合は速やかに県へ報告するとともに、解決に向けて誠意ある対応をすること。また、その対応や経過についても速やかに県へ報告すること。
- (10) 著しい経済情勢の変動、天災地変等により、業務の一部又はすべての履行が困難

となった場合、県は受託者と協議のうえ、契約の変更を行うことができるものとする。

- (11) 委託業務完了報告書、請求書については県が別途用意する様式を使用すること。